



サービス付き高齢者向け住宅

事業者向け登録システム

Residences for elderly people with service

登録情報 操作マニュアル

(変更届出書作成・更新申請書作成)

2023年1月版

「サービス付き高齢者向け住宅」登録事務局

5.3.2. 書類添付の省略

第7条ただし書きの規定により書類の添付を省略する場合は、詳細を「1. 名称及び所在地」内「その他の情報」内の「第7条ただし書きの規定により書類添付を省略する旨の記載欄」へご記載ください。（記載内容は別記様式第一号に表示されます。）

図 21 第7条ただし書きの規定により書類添付を省略する旨の記載欄

1. 名称および所在地 登録

HOME > 登録情報 登録・編集 HOME > 名称および所在地

【更新(2)】更新申請書作成中

…この項目に入力がない場合は、システム処理上、次の仮保存(内容確認)に進むことができません。

サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

住宅の名称 ※120文字以内/スペース空白は入力不可

その他の情報

12. 基本方針に照らして適切である旨 ※200文字以内

問合せ先1 ※ ※50文字以内
 ※15文字以内/0で始まる15桁以内の半角数字・ハイフン

問合せ先2 ※ ※50文字以内
 ※15文字以内/0で始まる15桁以内の半角数字・ハイフン

全体に関する備考

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第2号）第7条第1項ただし書きの規定により書類添付を省略する旨の記載欄

※更新時に書類の添付を省略する場合は記載すること
 ※H/Fで公開されません

例：
 以下の書類の添付を省略する。
 ・図尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各層平面図
 ・サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類
 ・入居契約に係る約款
 ・サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合には、委託契約に係る書類
 ・法第7条第1項第8号に掲げる基準に適合することを証する書類

別記様式第一号（第四関係） 令和4年様式
年 月 日

東京都知事 殿

登録申請者住所又は主たる事務所の所在地

登録事業者の商号、名称又は氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業について別紙のとおり登録を申請します。

以下の書類の添付を省略する。
 ・図尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各層平面図
 ・サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類
 ・入居契約に係る約款
 ・サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合には、委託契約に係る書類
 ・法第7条第1項第8号に掲げる基準に適合することを証する書類

備考

1. 登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
 2. 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第2号。以下「施行規則」という。）第7条第1項ただし書きの規定により同項第1号から第5号までに掲げる書類の添付を省略する場合には、その旨を余白に記載すること。

住宅番号(申請ID) : XXXXX(XXXXX) 情報確定日 : XXXX年XX月XX日 XX時XX分 1/22